

入札説明書

伊吹高等学校キュービクル機器更新業務

令和6年（2024年）7月

滋賀県立伊吹高等学校

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）、本件業務に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：伊吹高等学校キュービクル機器更新業務
- (2) 業務の内容等：仕様書による。
- (3) 業務期間：契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日まで
- (4) 業務場所：滋賀県立伊吹高等学校（米原市朝日 302）

2 入札に参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。
 - ・登録業種：電気設備工事
 - ・対応許可業種：電通工事
 - ・格付：二号
 - ・地域要件：滋賀県内に主たる営業所を有する者

3 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者についてのみ入札公告で示した参加資格を有しているかどうかの確認を行う。

4 契約条項等を示す場所および期間等

- (1) 契約条項を示す場所および問い合わせ先

滋賀県立伊吹高等学校 〒521-0226 米原市朝日 302

TEL 0749-55-2350 FAX 0749-55-2778 メールアドレス ma87@pref.shiga.lg.jp

（入札説明書等（図面以外）については、滋賀県ホームページ内の「入札・売却・指定管理」→「公告一覧（物品・委託・役務）」における当該公告の添付ファイルをダウンロードにより取得するか、または、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付

を希望する場合の送料は、自己負担とする。

ただし、施設内の図面については、(1) に示す場所において閲覧に供する。)

(2) 契約条項を示す期間

令和6年7月12日(金)から令和6年8月2日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後4時30分まで(ただし最終日は午後3時まで)

5 入札説明会の日時および場所

入札説明会は行わない。

6 質問および回答の方法等

(1) 質問方法

質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、4(1)に示す場所へ提出すること。

なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和6年7月23日(金) 15時00分

(3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、滋賀県立伊吹高等学校のホームページに質問および回答の内容を掲載する。

滋賀県立伊吹高等学校のホームページの URL : <http://www.ibuki-h.shiga-ec.ed.jp>

(4) 回答期日

令和6年7月24日(月) 15時00分を目途に回答する。

7 入札書の提出期限および提出先

(1) 提出期限

令和6年8月2日(金) 15時00分

(2) 場所

滋賀県立伊吹高等学校1階事務室(米原市朝日302)

8 開札の日時および場所

(1) 日時

令和5年8月5日(月) 10時00分

(2) 場所

滋賀県立伊吹高等学校1階事務室(米原市朝日302)

9 入札および開札

(1) 入札参加者は、仕様書および契約書(案)を熟覧の上入札しなければならない。

(2) 入札書および入札書に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別紙様式 1）を封筒に入れ、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記すること。

ア 入札金額

イ 業務名

ウ 業務場所

エ 入札保証金（「免除」と記入）

オ 日付

カ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

(4) 入札書は 7 (2) に示す場所に、7 (1) の提出期限までに郵送または持参により提出するものとする。

(5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正はできない。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(6) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(7) 入札参加者の入札金額は、本件業務のほか一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

10 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

11 郵便等による入札の可否

可とする。

ただし、郵便による入札の送付は書留（一般書留、簡易書留）によること。郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書提出期限までの日付を記入すること。

12 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者はくじを辞退することができない。

- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

15 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 7 日以内に（土曜日、日曜日および祝日を除く。特別の事情があるときは、指定の期日までに）契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名し押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

16 支払い条件

前金払および部分払は行わない。

17 その他必要な事項

- (1) 入札金額は、各種物品・設置作業・調整にかかる費用、廃材処分費用、材料費、雑材費、諸経費等をすべて含んだ金額とすること。

- (2) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札書提出前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させることはできない。
- (4) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (5) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用についてはすべて当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (6) その他本件執行については、地方自治法、施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。
- (7) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。